

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法施行令			法令番号	平成 10 年政令第 412 号		
手続名	介護員養成研修事業者の指定			根拠条項	第 3 条第 1 項第 2 号		
審査基準	(1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条第 2 項						
	(2) 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23～第 22 条の 28、第 22 条の 30						
	(3) 介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成 24 年厚生労働省告示第 71 号）						
	(4) 介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係） （平成 24 年老振発第 0328 第 9 号厚生労働省老健局振興課長通知）						
	(5) 佐賀県介護職員初任者研修事業指定要綱						
	(6) 佐賀県介護職員初任者研修事業実施要綱						
受付 機関	長寿社会課	処理 機関	長寿社会課	交付 機関	長寿社会課	標準処理期間（閉庁日を 14 日 含めない）	目次 No.
						標準経由期間	